

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（第六条関係）

	改 正 案	現 行
（定義等） 第一条（略） （略） 3 2 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。	（定義等） 第一条（略） （略） 3 2 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。	（定義等） 第一条（略） （略） 3 2 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。
3 1 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものと譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為	3 1 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものと譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものと譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
3 1 2 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 2 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 2 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
3 1 3 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 3 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 3 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
3 1 4 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 4 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 4 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
3 1 5 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 5 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為	3 1 5 一（略） 二商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、又は輸入する行為
（商標権の設定の登録の特例） 第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録すべき旨の査定若しくは審決の臍本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があつた」とを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局	（商標権の設定の登録の特例） 第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録すべき旨の査定若しくは審決の臍本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすぐれの旨の査定又は審決があつたとき」とする	（商標権の設定の登録の特例） 第六十八条の十九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録すべき旨の査定若しくは審決の臍本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすぐれの旨の査定又は審決があつたとき」とする

からあつたときは」とする。

## 2 (略)

### (手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の一第一項（第六十条の一第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の一第一項（第六十条の一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。

## 2 (略)

### (国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下「個別手数料」という。）として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

〔四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当する額〕

〔六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額〕

2| 前項第一号に掲げる額の個別手数料は国際登録前に、第一号に掲げる額の個別手数料は経済産業省令で定める期間内に、納付しなければならない。

3| 特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第一号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。

4| 国際商標登録出願は、第一項第一号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。

## 2 (略)

### (手続の補正の特例)

第六十八条の二十八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の一第一項（第六十条の一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の一第一項（第六十条の一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、指定された期間内に限り願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標について補正をすることができる。

## 2 (略)

### (国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下この条において「個別手数料」という。）として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

### (国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料（以下この条において「個別手数料」という。）として、一件ごとに、四千八百円に一の区分につき八万千円を加えた額に相当する額を国際登録前に国際事務局に納付しなければならない。

(略)

## (商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているときは、第十八条第二項の規定にかわらず、商標権の設定の登録をする。

(略)

## (商標権の設定の登録の特例)

第六十八条の三十五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日（国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日）から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。